

第5次基本計画の具体的施策(案)

資料2-4

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 方針決定の場における女性の登用促進	23	1	審議会等への女性委員の登用促進	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	市の各種審議会等の委員改選時に、女性委員の増加及び新規選任を図ることを担当課に依頼し、女性の登用率の上昇を図る。	審議会等における女性委員の割合	25.30%	40%以上60%以下	行政管理課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 方針決定の場における女性の登用促進	24-①	2-①	市における女性管理職の登用促進	管理職適任者は、積極的に選考審査を受検するよう周知します。	副主幹昇任者選考に対する女性職員の積極的な申出を促進する。	係長相当職以上(副主幹以上)の女性職員の割合	20.4% 副主幹 34.7%	35%以上	職員課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 方針決定の場における女性の登用促進	24-②	2-②	市における女性管理職の登用促進	管理職適任者は、積極的に選考審査を受検するよう周知します。	男女にかかわらず、管理職として学校経営に情熱を持つ適任者は積極的に選考審査を受検するよう周知し、女性の受検希望者の意欲を喚起するとともに、学校経営への参画意欲を高める。	市立小・中・特支・高・幼における女性管理職の割合	①16.7% ②25.0%	①20.0% ②27.0%	学校教育課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(2) 女性リーダーの発掘・育成・活用	25	3	女性の人材育成と参画拡大に向けた情報提供	女性の参加意欲の向上を図るための意識啓発を行い、女性リーダーの活躍の場を提供します。	女性の参加意欲向上及びリーダーの発掘・育成を目的に、情報提供を行うとともに、意識啓発のための講座等を開催する。また、女性リーダーが活躍できる場を提供する。	情報提供回数	4回	4回	男女共同参画センター
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいきいきと働ける環境の向上	(3) 職場における男女共同参画の推進	35	4	公共調達における評価等	市の入札に参加を希望する業者の男女共同参画に対する取組を評価します。	定期入札参加資格審査における評価項目について「男女共同参加取組み状況」と「ワーク・ライフ・バランス等の推進状況」と「若手技術者(令和42年3月31日時点において満30歳以下の者をいう。)及び女性技術者を雇用」を設定する。若手と女女性技術者は令和4年度から新たに設定。	(評価等の)実施	実施	実施	契約監理課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいきいきと働ける環境の向上	(3) 職場における男女共同参画の推進	36	5	男女共同参画の視点に立った職員の配置	市の組織において男女共同参画の視点に立った職員の配置を行います。	適正な能力と意欲を持った有能な人材の確保に向け職員の採用を行う。また、男女のバランスのとれた職員配置を行うとともに、職員の幅広い職務経験のために職域の拡大を進め、人材の育成を図る。	個人の能力に応じた職域配置	適材適所の配置を原則に、職域の拡大を推進した	推進	職員課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいきいきと働ける環境の向上	(3) 職場における男女共同参画の推進	28	6	市における制度・慣行の見直し	職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進します。	男女ともに働きやすい職場環境の創出や各種制度の充実を図る。	啓発実施	推進	推進	職員課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいきいきと働ける環境の向上	(3) 職場における男女共同参画の推進	29-①	7-①	職員研修の実施	市職員への男女共同参画に関する研修を行います。	市職員に対して男女共同参画に関する学習と自己啓発の機会を提供するため、研修を実施する。	職員研修の実施回数	4回	2回以上	職員課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいきいきと働ける環境の向上	(3) 職場における男女共同参画の推進	29-②	7-②	職員研修の実施	男女共同参画に関する意識向上のため、市職員を対象に研修を行います。	各年度ごとにテーマを設定し、市職員を対象に研修を実施することにより、男女共同参画に関する意識向上を図る。	職員研修の実施回数	2回	2回	男女共同参画センター

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいききと働ける環境の向上	(3) 職場における男女共同参画の推進	53-②	8	男性の育児参加のための休暇の取得促進	男性職員の育児参加のための休暇の取得を促進します。	全ての職員が働きやすい環境を整えていくため、職員の意識啓発を行い、行動を変えていくことで、子育て世代の支援をする。	休暇の取得率	減少(31.2%)	推進	職員課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいききと働ける環境の向上	(3) 職場における男女共同参画の推進	新規	9	各種ハラスメントの防止に向けた周知啓発	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止について周知啓発を行います。	各種ハラスメント防止に関する情報提供をパネル展示や男女共同参画情報誌等により行い、市民の理解を深める。	各種ハラスメント防止に向けた情報提供回数	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報提供と相談窓口の周知回数3回以上	2回	男女共同参画センター
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいききと働ける環境の向上	(4) 女性の活躍推進の支援	38	10	再就職支援	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催します。	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催する。関係機関と連携し、再就職のための準備セミナーを開催する。	ジョブセンターまえばしの就職決定者数	462人	600人	産業政策課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいききと働ける環境の向上	(4) 女性の活躍推進の支援	新規	11	女性活躍を推進するための支援	国の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)を受け、「まえばし女性活躍推進計画」を策定、産業振興に係る取り組みと併せて女性の活躍推進の取り組みを行います。	ハローワーク等の各団体との連携し、雇用機会の創出や就職支援を図るとともに、セミナー等の開催により、女性が意欲と能力に応じた活躍ができるように支援する。	女性活躍推進のためのセミナー等の開催回数	1回	3回	産業政策課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいききと働ける環境の向上	(4) 女性の活躍推進の支援	新規	12	仕事と家庭の両立のための環境整備	育児・介護をしながらでも就業できるような支援や、ワークライフバランスの推進により、女性を含めたすべての人が働きやすい環境を整備していきます。	育児介護休業法などの仕事と家庭両立のための法令等の普及・啓発等を行う。	両立支援のための情報提供回数	1回	5回	産業政策課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいききと働ける環境の向上	(5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進	40	13	家族経営協定の促進	農業に従事する女性の地位向上や世帯員各個人の意欲増進を図るために家族経営協定の促進を図ります。	新規就農者を対象に「家族経営協定合同調印式」を開催し、農業委員が立会い、家族経営協定を締結する。また、農業委員会だより等を通じ、家族経営協定締結の推進を行う。(新規就農者以外は、申出があった時に随時実施)	家族経営協定締結割合	28.6% 363戸	33.5% 425戸	農業委員会事務局
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいききと働ける環境の向上	(5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進	41	14	農村女性活動の活性化支援	女性農業団体との意見交換会や積極的な情報発信を行うなど、女性団体のネットワーク化について支援していきます。	研修会等において、女性農業団体および女性起業グループとの意見交換の場を設ける。認定志向農業者等に対して、認定農業者制度や支援措置等の説明を行う。	意見交換会等の回数(認定農業者への女性参画推進に向けた、各種審査会・研修会等)	3回	6回	農政課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいききと働ける環境の向上	(5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進	42	15	農業起業家への支援	女性の社会参画に向けた啓発や農林水産物の加工等による起業について支援を行います。	六次産業化に取り組もうとする女性農業者を含めた農業起業家等に対して、経費補助を行うとともに、イベント等における即売会や研修会等の機会を提供、支援し、社会参画の推進を図る	販売促進イベントや研修会、補助事業等での女性の参画機会提供数	5回	10回	農政課

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
I あらゆる分野における女性の参画拡大	2 男女がいいきと働ける環境の向上	(5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進	33	16	観光分野における男女共同参画	新しい観光都市としての前橋づくりに取り組み、観光サービスを提供していく「ようこそまえばしを進める会」への女性の参画を促進します。	ようこそまえばしを進める会委員会及びその下部組織に位置づけられているワーキンググループにより、名物料理創出、まちなか観光及び赤城山観光振興などの観光推進事業を実施する。	ワーキンググループの女性の参加率	40.0%	45.0%	観光政策課
II 安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市DV防止基本計画)	15	17	DV相談窓口の周知	DV防止に関する情報提供を行います。	市有施設を中心にDV相談カード等を設置するとともに、講座や研修会等の機会をとらえて相談窓口の周知を図る。	DV相談窓口の周知回数	2,200枚	14回	男女共同参画センター
II 安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市DV防止基本計画)	16	18	DV等に関する相談・支援体制の充実	適切な対応が図れる相談体制の充実を図るとともに、相談員の資質の向上に努めます。	平成29年4月1日から配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV相談・支援を行っている。研修等により相談員の資質向上に努め、相談・支援体制の充実を図る。	相談員研修受講回数	17回	18回	男女共同参画センター
II 安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市DV防止基本計画)	17	19	DV被害者支援関係機関との連携強化	各分野にわたる関係機関で認識や情報を共有し、適切な支援ができるよう連携体制を強化します。	庁内DV被害者支援担当者会議を開催し、関係課間で共通認識を持ち、連携してDV被害者の支援にあたる体制を整える。県や警察等が主催するDV被害者支援のための会議に出席するなど、効果的な連携を図る。	関係機関の会議での情報共有回数	3回	3回	男女共同参画センター
II 安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市DV防止基本計画)	19	20	デートDV防止対策	デートDV防止に関する情報提供及び防止に向けた働きかけを行います。	・デートDVに関するリーフレットの配布 ・デートDVに関するパネル展示を行う。 ・中学生等を対象としたデートDVミニ講座の開催	デートDVに関する理解度(受講後アンケートにおいて「よく理解できた」「大体理解できた」の合計)	97%(R1実績値。R2はコロナ禍によりミニ講座未実施)	98%以上	男女共同参画センター
II 安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市DV防止基本計画)	新規	21	DVに関する各種施策と児童虐待防止対策との連携強化	令和元年6月にDV防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、児童虐待防止対策との一層の連携強化を図ります。	前橋市要保護児童対策地域協議会実務者会議(Team ACP)の定例会議に出席し、関係機関との情報共有及び連携強化を図る。	前橋市要保護児童対策地域協議会実務者会議(Team ACP)の定例会議への出席率	90%	100%	男女共同参画センター
II 安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(7) 女性に対する暴力の根絶	20	22	女性に対する暴力防止の働きかけ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的に広報紙やHPを通じて周知し、暴力防止に向けた意識づくりに取り組みます。	毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、広報紙・ホームページ・フェイスブック等を通じて、女性に対する暴力防止のための意識啓発を行う。	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	4回	4回以上	男女共同参画センター
II 安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(7) 女性に対する暴力の根絶	新規	23	性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策の推進	性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策として相談窓口等の周知啓発に努める。また、犯罪被害から身を守るための実践的な学習機会を提供します。	市ホームページ等により性犯罪・性暴力・ストーカー事案等の相談窓口等の周知啓発に努める。また、女性を対象に犯罪被害や暴力から身を守るための護身術講座を開催する。	護身術講座開催回数	2回	2回以上	男女共同参画センター

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	(8) 人権尊重・性的少数者の理解促進	9	24	人権尊重における男女共同参画の取組	市の各所管部署において実施する人権教育等において、男女共同参画に関する情報提供を図るとともに、効果的な取組に向けた働きかけを行います。	全庁的な人権施策の推進体制である「人権施策ネットワークプロジェクト会議」及び市教育委員会の「人権教育推進会議」に参加し、男女共同参画推進に関する働きかけを行う。	情報提供回数	1回	2回	男女共同参画センター
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	(8) 人権尊重・性的少数者の理解促進	4-①	25	性的少数者への理解の促進	LGBT（性的少数者）への人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行い、理解の促進を図ります。	LGBTに関する理解を深めるため、情報提供や啓発活動を行う。	LGBTの理解度（講習会等実施時におけるアンケートで理解度を設定）		80%以上	生活課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	(9) 多文化共生の促進	10-②	26-①	国際的な視野の醸成	男女共同参画に関する国際的取組などの情報提供を行うとともに、市民が国際的視野を持つことを支援します。	市民の国際意識を高め、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めるため、在住外国人や海外情報に詳しい方などによる国際理解講座等を開催する。	国際的な視野の醸成	推進	10回/年	文化国際課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	(9) 多文化共生の促進	10-③	26-②	国際的な視野の醸成	男女共同参画に関する国際的取組などの情報提供を行うとともに、市民が国際的視野を持つことを支援します。	様々な国の生活環境や文化、歴史を学び、国際理解を深める。	国際理解及び国際交流事業実施回数	1回 117人	5回	生涯学習課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり	(9) 多文化共生の促進	11	27	在住外国人支援事業の実施	外国語による相談、日本語教室の開講、生活情報の提供等を行い、外国籍市民の生活を支援します。	在住外国籍市民が地域で安心して快適に生活できるよう、相談業務、日本語教室開講や情報提供等の支援を行う。	①外国人相談窓口の開設回数②日本語教室の参加者数③生活情報の提供言語数	①週2回②128人③6か国語	①週2回②250人③6か国語	文化国際課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	5 生涯にわたる健康づくりへの支援	(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進	12	28	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	特別活動、保健教育を中心に教育活動全般において心の教育・性教育を推進します。	性に関する内容（性の多様性に関する教育を含む）を保健教育、理科、家庭科、道徳、学級活動において計画的に実施 正しい知識の習得や望ましい行動等についての専門家による講演会等の開催	性に対する研修会等の開催	0回	1回	教育委員会総務課

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	5 生涯にわたる健康づくりへの支援	(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進	13	29	妊産婦への健康支援の実施	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業や妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査助成事業を推進するとともに、不妊・不育治療費助成事業を行います。また、産後の支援事業の充実も図ります。	【おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業】高崎市と連携し、マタニティ・車用ステッカーを母子手帳交付時に配布 【妊婦健康診査費助成事業】妊娠届時に1人あたり受診票を14枚配布。(多胎妊娠の方は、15回目以降5回まで追加助成あり) 【新生児聴覚検査助成事業】妊娠届時におなかのあかちゃん1人につき1枚配布。 【産婦健康診査費助成事業】産後2週間と1か月の受診票をそれぞれ1枚配布 【不妊・不育治療費助成事業】不妊・不育治療を行っている夫婦に対し、治療費の一部を助成 【妊婦歯科健康診査】妊婦の歯及び口腔の疾患を早期発見する目的で、妊娠届時に受診票を交付 【産後ヘルパー派遣事業】家族等から支援が受けられない産婦に、家事負担の軽減のためヘルパーを派遣 【産後ケア事業】心身の不調や育児に不安があり、家族等からの援助が受けられない産婦が、市内の医療機関で母子のケアや授乳・育児のアドバイスを受けられ、また休息をとることができる。	届出時健康相談実施状況	100%	100%	子育て支援課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	5 生涯にわたる健康づくりへの支援	(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進	14-①	30-①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	生涯を通じた女性の健康支援のため、子宮頸がん・乳がん検診を行います。	対象者に対し、前橋市健康診査受診シールを送付し、個別・集団検診を実施する。 乳がん・子宮頸がんの早期発見と健康に関する正しい知識の普及啓発を図る。	検診受診率の向上	①24.0% ②28.5%	①子宮頸がん30% ②乳がん30%	健康増進課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	5 生涯にわたる健康づくりへの支援	(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進	14-②	30-②	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	エイズ・性感染症に関する啓発活動・HIV 検査を実施します。	【検査・相談事業】 HIV感染の早期発見・早期治療と感染拡大抑制のため、検査・相談事業を実施する。 【エイズに関する広報活動】 エイズデー周知キャンペーンや広報・PR活動を行う。	HIV検査の実施数	0%	予約可能数の80%	保健予防課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	6 防災分野における男女共同参画の推進	(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進	32-①	31-①	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	防災分野に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。 男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練等を通じ、日ごろからの防災分野における女性の参加者を拡大します。	自主防災会等を中心に実施されている防災訓練や出前講座を通じて、災害発生時に地域で助け合う「共助」の意識が高まっているが、女性の意見や経験を災害時に活用するとともに、女性防災リーダーの育成に努めることで、男女共同参画の共通認識を構築し、地域が一体となった防災活動を推進するもの。	自主防災組織への女性の参画	推進	推進	防災危機管理課

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	6 防災分野における男女共同参画の推進	(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進	32-③	31-②	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	・各種イベントにてPRブースを出展し、入団促進を図ります。 ・全国女性消防団員活性化大会への参加を促し、研修及び意見交換を行います。 ・市内大学と連携し、学生女性消防団員の入団促進を図ります。 ・本市消防団の公式SNSを活用し、在籍している女性消防団員を取り上げてPR活動を行い、女性の入団促進を図っていきます。	平成24年度から、本市消防団において女性消防団員の採用を開始。災害対応、訓練、広報活動等、多岐にわたる消防団活動において、女性消防団員が積極的に携わり、地域の防災リーダーとして活躍している中、時代に即した消防団のPR活動及び女性消防団員の入団促進を図る。	女性消防団員数	19人	25名	消防局(総務課)
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	6 防災分野における男女共同参画の推進	(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進	32-②	32	男女共同参画の視点による防災・災害対応の情報提供	男女共同参画の視点を考慮した防災体制を整備します。	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応について情報提供を行う。また、全国女性会館協議会が運営する災害時における「相互支援ネットワーク」に登録し、男女共同参画センター間の情報交換及び共助の円滑化を図る。	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応に関する情報提供	2回	3回	男女共同参画センター
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7 固定的な性別役割分担意識の解消	(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ	1-①	33	情報誌・リーフレット等による情報提供	今日的テーマを捉えながら、男女共同参画に関する情報提供を行います。	・市民ボランティア編集委員との協働により、男女共同参画情報誌「新樹」を発行する。また、市広報やホームページ等により、「新樹」の掲載内容を紹介する。 ・セミナーや研修等で男女共同参画に関するリーフレットを配布し、周知啓発を図る。	情報誌「新樹」の発行部数・「新樹」を活用した情報提供回数	149,500部 1回/年	3,000部 6回/年	男女共同参画センター
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7 固定的な性別役割分担意識の解消	(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ	2	34	男女共同参画週間行事の実施	公共施設でのパネル展示や広報紙・ホームページ等に記事を掲載し、集中的に情報提供を行います。また、アンケートを実施し、市民の男女共同参画に関する意識を把握します。	内閣府が実施する男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、集中的に情報提供を行い、男女共同参画理解を深める。	「男女共同参画社会」という用語に対する市民の認知度	48.9% (R2市民意識調査結果)	70%	男女共同参画センター
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7 固定的な性別役割分担意識の解消	(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ	3-①	35-①	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	広報まえばし(月1回)発行やまちの安全ひろメール(おおむね週1回)配信において、男女共同参画の視点に配慮する	各課広報連絡員周知回数	1回	1回	秘書広報課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7 固定的な性別役割分担意識の解消	(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ	3-②	35-②	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	庁内各課で発行する冊子やパンフレットに掲載される表現や写真、イラストに対し、男女共同参画の視点で配慮するよう働きかける。	男女共同参画に関する表現の周知回数	2回	3回	男女共同参画センター
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7 固定的な性別役割分担意識の解消	(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ	5	36	男女共同参画に関するセミナー等の実施	男女共同参画に対する市民の関心と理解を高めるため、セミナー等の開催により、学習機会の場を提供します。	男女共同参画に対する市民の理解と関心を高めることを目的に、セミナーを開催する。また、状況に応じて市公式YouTubeにおいて啓発動画の配信を行う。	セミナーの満足度(受講後アンケートを実施し、「大変よかった」「よかった」の合計)	84人	90%	男女共同参画センター
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7 固定的な性別役割分担意識の解消	(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ	27	37	ジェンダー平等の推進に関する啓発及び情報発信	ジェンダーに関する出前講座等により、市民に学習機会を提供する。また、男女共同参画に関する意識やニーズを把握するため、市民意識調査を行います。	・出前講座等において、男女共同参画に関する学習の機会を提供する。 ・次期男女共同参画基本計画策定の基礎資料とするため、市民を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施する。	受講者アンケート満足度	1回	100%	男女共同参画センター

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
Ⅲ 男女共同参画社 会の実現に向けた 環境づくり	8 安心して子育て・介護 ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	7	38	保育関係者への研修の充 実	人権研修会や人権教育研修講座を開 催し、保育士等の意識の高揚を図りま す。	家庭や地域社会における子育ての環 境、親の意識の変化にともない、保育 ニーズは多様化している。保育所職員 研修のほか、保護者に向けた育児講 座、世代間交流などを通じ、人権、男 女平等について触れ、ともに支えあ う意識を育てていく。	研修の回数	3回	6回	子育て施設課
Ⅲ 男女共同参画社 会の実現に向けた 環境づくり	8 安心して子育て・介護 ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	43	39	多様な保育サービスの提 供	保護者の多様なニーズに対応するた め、延長保育事業、一時保育事業、体 調不良児保育、休日保育事業、病児・ 病後児保育事業の充実を図ります。	保護者等の多様な保育ニーズに対応 するため、延長保育、一時保育、体調 不良児保育、休日保育、病児・病後児 保育等の特別保育事業の充実を図り、 サービスを必要とする人が必要な 保育サービスを利用できるよう、環境 の整備に努めます。	実施箇所	138	144	子育て施設課
Ⅲ 男女共同参画社 会の実現に向けた 環境づくり	8 安心して子育て・介護 ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	44	40	ファミリー・サポート・セン ター事業の推進	育児の援助を行いたい人と受けたい 人たちが会員となって、地域において 会員同士が育児に関する相互援助活 動を行うことを支援します。	育児の援助を行いたい人と、育児の 援助を受けたい人からなる会員で組 織する「ファミリー・サポート・セン ター」を設立し、地域において会員同 士が育児に関する相互援助活動を行う ことを支援する。	ファミリー・サポート・セン ター登録会員数の利用件 数	1,756人 5,782人	1,511人 5,384人	子育て施設課
Ⅲ 男女共同参画社 会の実現に向けた 環境づくり	8 安心して子育て・介護 ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	45	41	放課後児童クラブの拡充	大規模児童クラブの分割と既存公設ク ラブを拡充します。	・保護者が仕事等により、昼間家庭に いない小学生に対し、放課後の生活 や遊びの場を提供し、児童の健全育 成を図る。 ・すべての小学校区で利用できるよう 整備したため、今後は大規模クラブの 適正化や老朽化した児童クラブの改 築などを計画的に進める。	放課後児童クラブ設置数	78クラブ	87クラブ	子育て施設課
Ⅲ 男女共同参画社 会の実現に向けた 環境づくり	8 安心して子育て・介護 ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	46	42	ハローベビークラスの開 催	妊娠中に出産や子育てについての知 識や育児手技を習得し、家族でスム ースに育児ができるようハローベビー クラスを開催します。	【ハローベビークラス】 初妊婦とその夫や家族を対象として、 妊娠・出産・育児に関する正しい知 識を身につけ、出産・育児への不安を 軽減し、子どもを家族の一員として迎 える心構えや積極的な育児参加を促 すことを目的に、保健師等・助産師・管 理栄養士・歯科衛生士が講話や実技指 導を行う。	ハローベビークラス家族 等参加率	824人	40%	子育て支援課
Ⅲ 男女共同参画社 会の実現に向けた 環境づくり	8 安心して子育て・介護 ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	47-①	43-①	子育て支援の充実及び男 性の利用の促進	地域子育て支援拠点事業、乳幼児の 育児支援事業、幼児教育センター事 業の充実を図ります。 また、父親等男性の利用を促進しま す。	子育てに対する負担感等の緩和を図 り、安心して子育てができる環境を整 備するため、地域における子育て支援 拠点(子育て支援センター、子育てひ ろば)を設置し、各種子育て関連団体 と連携しながら、地域の実情に応じた きめ細かな子育て支援サービスの提 供を行う。また、公・私立保育園を拠 点に元気保育園子育て応援事業を実 施することで、地域の子育て支援機 能の充実を図る。	①地域子育て支援セン ター利用者数 ②元気保育園利用者数 ③認定こども園の子育て 支援事業	①43,904人 ②1,982人 ③14,978人	①85,463人 ②5,392人 ③39,069人	子育て施設課

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	47-②	43-②	子育て支援の充実及び男性の利用の促進	地域子育て支援拠点事業、乳幼児の育児支援事業、幼児教育センター事業の充実を図ります。また、父親等男性の利用を促進します。	【離乳食講習会】離乳食について正しい知識を学ぶため、管理栄養士の講話等を保健センターやオンラインで行う。 【ステップアップもぐもぐ教室】管理栄養士による離乳中期・後期の講話、歯科衛生士によるお口のケアや虫歯予防の講話等を、保健センターやオンラインで行う。 【すこやか健康教室】保健師、管理栄養士、保育士、歯科衛生士が地区公民館等へ出向いて健康教室を行う。	離乳食講習会・ステップアップもぐもぐ教室の家族等参加率	新型コロナウイルス蔓延防止のため令和2年度は参加者制限のため実績値なし。令和元年度参考値約10%	20%	子育て支援課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	47-③	43-③	子育て支援の充実及び男性の利用の促進	地域子育て支援拠点事業、乳幼児の育児支援事業、幼児教育センター事業の充実を図ります。また、父親等男性の利用を促進します。	乳幼児(未就園児)をもつ保護者に対する子育て支援として、保護者が気軽に集まって互いに話し、専門家(幼児教育アドバイザー及び幼児教育センター職員等)による助言を聞くなど、子育ての大変さや楽しさなどを共有できる機会を提供する。	子育て支援井戸端会議回数	13回	3回	総合教育プラザ(幼児教育センター)
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	48-①	44-①	子育て相談体制の充実及び男性の利用の促進	各施設の子育て相談、就学・発達相談体制の充実を図ります。また、父親等男性の利用を促進します。	児童福祉に関する相談助言、家庭における適切な養育環境の構築及び専門的支援の向上を図るため、子育て支援課に家庭相談員、地区担当ケースワーカーを配置した家庭児童相談係と、保健師、保育士、教員、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士を配置した子ども発達支援センターを設置し、さまざまな状況に置かれた子どもと保護者に対し、適切な支援が図れるような体制としている。相談内容に応じて、来所相談時に母親だけでなく、父親の同席を促している。	家庭児童相談・子ども発達支援相談件数	①3,475件②1,358件	①2,500件(家庭) ②1,450件(子ども発達支援センター)	子育て支援課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	48-②	44-②	子育て相談体制の充実及び男性の利用の促進	各施設の子育て相談、就学・発達相談体制の充実を図ります。また、父親等男性の利用を促進します。	・障害のある幼児の就学や幼児期の心身の発達、保育者の関わり方等について、相談機能の充実を図る。 ・幼児期から学童期への円滑な移行を支えるために、関係機関との連携を充実する。	相談対応における合意形成の割合	100%	100%	総合教育プラザ(幼児教育センター)
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	48-③	44-③	子育て相談体制の充実及び男性の利用の促進	各施設の子育て相談、就学・発達相談体制の充実を図ります。また、父親等男性の利用を促進します。	・悩みを持つ青少年やその保護者等からの来所相談、電話相談、Eメール相談に2名の相談指導員と1名の特別支援相談員が対応し、相談者の悩みの軽減や解消を図る。 ・案内用リーフレット等により周知を図る。 ・相談者や相談内容に応じて、学校をはじめ、幼児教育センターや適応指導教室、通級指導教室、児童相談所や女性相談センターなどの相談機関と連携を図る。	教育相談同意できた割合	100%	100%	総合教育プラザ(特別支援教育室)

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(13) 子育て家庭への支援	56	45	子育て・親子支援講座参加への促進	子育てに関する学びや地域活動への参加を促すため、男性の育児参加の促進も含め、性別に関わりなく、誰もが参加しやすい「子育て・親子支援」をテーマとした講座を開催します。	子育て世代に対し、育児や親子のふれあいなどに関する知識や手法を学ぶ機会を提供することで、家庭での育児参画意識の向上を図る。	子育て・親子支援講座開催回数及び延べ参加人数	144回	200回 2,500人	生涯学習課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(14) 介護者への支援	49	46	介護サービスの充実	介護保険のサービス基盤整備、介護予防・生活支援の拠点整備を行います。	まえばしスマイルプランに基づき、特別養護老人ホーム等の整備について整備費の補助等を行うことにより、計画的に介護サービス基盤の整備誘導を図る。	介護基盤の整備量	3,411人	3,617人	長寿包括ケア課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(14) 介護者への支援	50	47	介護についての相談体制の充実	総合相談・権利擁護・虐待防止等の地域のネットワークづくりを行います。	高齢者の総合相談を受け止める地域包括支援センターの機能の充実及び強化を図り、高齢者を取り巻く各課題に対し、地域にネットワークを構築することで、高齢者や家族を支援する取り組みを行う。	地域ケア会議の開催数	90回	150回	長寿包括ケア課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(14) 介護者への支援	51	48	地域支援事業の充実	サロンや自主グループづくり支援や地域住民のボランティア育成を行います。	・地域で介護予防を実践する介護予防サポーター、認知症サポーターの養成を実施 ・介護予防活動ポイント制度を実施し、介護予防を推進 ・体操クラブの立ち上げ等の活動の場の拡充	介護予防サポーター・認知症サポーター登録者数	26,744	①介護予防サポーター登録者数(累計): 1,530人 ②認知症サポーター登録者数(累計): 31,700人 ③介護予防活動ポイント登録実人数: 1,650人	長寿包括ケア課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	(14) 介護者への支援	52	49	障害のある人の介護者への生活支援	日中一時支援事業を行い、心身障害児(者)の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。	・心身障害児(者)の介護を行う保護者が一時的に介護できない場合、市が委託した登録介護者または24時間対応型サービスステーションが介護を行う。 ・市が委託した事業者等が、障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。	日中一時支援事業(日帰りショートステイを含む)の延利用人数	2,172人	12,000人	障害福祉課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	(15) 学校教育における男女平等教育・学習の推進	8	50	学校教育における男女平等教育の推進	各学校において、性別に関わらず個性と能力を發揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、人権教育に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。	教職員研修において、人権教育に係る研修を組む中で、意図的・計画的に男女平等や男女共同参画に関する内容を扱う。	研修の実施回数	5回	2回以上	総合教育プラザ

基本方針	重点テーマ	施策の方向性	旧 施策 番号	新 施策 番号	具体的施策	内容	事業の概要	指標	R2年度 実績値	目標値 R8年度	担当課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	(15) 学校教育における男女平等教育・学習の推進	22	51	男女平等の視点に立った情報教育の推進	高度情報社会を主体的に生きる子どもの育成を目指して、メディアを賢く安全に使う知識・知恵、そしてルールを守って使える心を育みます。また、子どもを取り巻く様々な立場の大人に高度情報社会の課題と対策を理解させるとともに、それぞれの役割と責任に気付かせ意識の向上を図ります。	・ネットモラル習得等を目的に、児童生徒や保護者、地域を対象としたケータイ・インターネット教室の開催 ・教職員に対して情報教育・情報モラルに関わる研修会の実施や紹介 ・市内全ての児童生徒保護者に対して啓発リーフレットの配布 ・学校教育課と連携した情報モラル教育の充実	ケータイ教室での講習内容を自らの課題として捉えている受講者の割合(4段階評価の上位1位の割合)	18回 83.47%	85%	青少年課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進	6	52	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	人権や男女共同参画をテーマにした公民館での学習機会を提供します。	人権や男女共同参画の視点を取り入れた各種事業を開催。公民館報に啓発記事や小中学生の人権標語作品を掲載し、広く周知することで地域住民の人権意識の向上を図る。	男女共同参画に関する ①公民館報記事掲載件数 ②事業実施回数・延べ参加人数	25.0% 3回37人	50件 5回50人	生涯学習課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進	30	53	地域における男女共同参画の推進	男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画するよう、継続的に周知していきます。	様々な社会慣行について、性別による固定的な役割分担意識のない男女平等の視点に立った見直しを推進し、男女が共に参加できる環境を目指す。	自治会役員における女性の割合	19%	25%	生活課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進	31-①	54-①	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めます。	広報研修会、PTA定期総会、PTA研究大会、会長会議、学区別教育懇話会等の企画・運営参画、青色防犯パトロール、PTA広報誌の作成・発行	女性PTA会長の割合	17%	25%	学校教育課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進	31-②	54-②	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めます。	加盟団体(各町の子ども会育成団体)への啓発活動や育成指導者の養成を行うとともに、書画展、上毛かるた競技大会等の行事を企画・開催する。	女性子ども会本部役員の割合	50%	50%	青少年課
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進	57	55	市民活動の促進支援	市民活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア・市民活動の大きなつながりを目指し、パートナーシップによる市民活動の醸成、情報発信、市民参加の促進を図ります。	市民活動に関する各種情報の収集及び提供、相談受付、会議室や機材の貸出等を行うことにより、市民活動を支援する。 また、活動団体間の交流を図り、市民活動のネットワーク化を進めるとともに、市民等からの相談に応えるコーディネート業務を行う。	Mサポ利用者アンケートによる満足度	86.2%	90%	生活課